

第4種踏切道の安全確保に関する実態調査の結果に基づく勧告(概要)

〔 勧告日:令和3年11月30日 勧告先:国土交通省 〕

調査の背景

- ◇ 遮断機・警報機がない第4種踏切道は、全国に約2,600か所
※ 新設できないが、過渡的に認められており、解消に取り組んでいくべきもの
- ◇ 第4種踏切道100か所当たりの踏切事故件数は1.02件で、遮断機を備えた第1種踏切道(同0.59件)の2倍弱



⇒第4種踏切道を解消する取組に焦点を当て、廃止及び遮断機等の整備(第1種化)に係る課題を整理

【調査対象機関等】 国土交通省、農林水産省、市町村(41)、鉄道事業者(20)など

【実施時期】 令和2年4月～3年11月

主な調査結果

主な勧告

◆ 廃止及び第1種化については、鉄道事業者が自ら地域住民など関係者との協議を経て取り組んでいる実態があり、廃止及び第1種化の検討に至っていないものや検討を開始しているものの協議等が十分に進んでいないものがあり、こうした中には、以下のような課題あり

I 廃止

- 鉄道事業者は、廃止に際し、関係者との合意形成に苦慮
※トラブル回避等の観点から、地域住民や道路の管理者等の関係者と協議を実施

○ 地方協議会(注)等を活用し、地域における議論や合意形成を促す必要がある。
(国土交通省)

II 第1種化(道路法の道路以外にある第4種踏切道)

- 第1種化に際しては、関係者との合意形成に加え、費用確保が課題
※ 道路法(昭和27年法律第180号)の道路以外(里道など。以下「道路法外道路」という。)にある第4種踏切道の中にも、死亡事故や複数回の事故が発生したものが存在
※ 道路法外道路にある第4種踏切道について、活用可能な補助事業があるが、事業創設(平成28年度)以降、第1種化への活用実績は1件

○ 地方協議会等を活用し、地域における議論や合意形成を促すとともに、踏切保安設備の整備を促進するため、道路法外道路にある第4種踏切道にも適用可能な補助事業について活用を促すなど必要な措置を講ずる必要がある。
(国土交通省)

III 第1種化(道路法の道路にある第4種踏切道)

- 踏切道改良促進法(昭和36年法律第195号。以下「法」という。)に基づき、改良(第1種化)すべきものとして指定された第4種踏切道の中に、20年・40年以上改良されていない例あり

○ 地方協議会等を活用し、改良の実施に向けた積極的な支援を行い、個々の踏切道について地域における議論や合意形成等が進むよう具体的な取組を行う必要がある。
(国土交通省)

(注) 地方踏切道改良協議会を指す。法に基づき、鉄道事業者及び道路管理者が、地方運輸局、地方整備局、都道府県知事、市町村長などの関係者を構成員として、踏切道の改良の促進に関し必要な協議を行うために組織

I 廃止

制度等の概要

- ◇ 法令上、第4種踏切道の廃止は鉄道事業者が実施。踏切道を廃止しようとするときは、国土交通大臣への届出が必要
※ 関係者との協議や合意の取得は義務付けられていない。
- ◇ 交通安全基本計画及び国土交通省交通安全業務計画では、踏切道の統廃合の促進を明記。これを受け、国土交通省は、鉄道事業者からの個別の相談があれば応じているとしているが、具体的な取組はない。

主な調査結果

結果報告書P12～27

- 調査対象とした踏切道の中には、鉄道事業者が廃止の検討のそ上にも載せていないものあり。鉄道事業者が廃止の検討を開始し、協議等を進めている中にも、合意形成に関し、苦慮している状況あり
※ 鉄道事業者は、廃止に際し、トラブルの回避等の観点から、関係者に対し、説明、協議、同意の取得といった取組を実施

① 廃止の検討の対象とする踏切道

- ✓ 利用実態を把握すること等により、廃止の検討を進めていく余地あり
※ 廃止を基本としているものの、地域住民からの要望があった場合にのみ利用実態等を把握するとして、利用実態が乏しく、地域住民が廃止を支障なしとしている状況を鉄道事業者が把握していない例あり
※ 事故発生等の契機がなければ、廃止の協議の開始は困難とする鉄道事業者もあり
- ✓ 他方、廃止の検討対象とする踏切道について、一定の考え方を有して取り組む例あり
※ 交通量(10台/日以下)、う回路の状況(1km以下)など、廃止の検討対象とする踏切道の条件を社内で設定し、検討対象とする踏切道を選定し、協議を実施している鉄道事業者もあり

② 協議の関係者の範囲及び特定

- ✓ 廃止の協議に際し、関係者である踏切道周辺の地権者が不明であることなどから、同意を得ることができず苦慮する例あり
※ 今後、過疎化が進み、廃止に向けた取組が滞るケースが増加することを懸念する意見もあり

③ 協議の関係者の関わり方

- ✓ 地域の様々な事情を背景として、地域住民等の納得が得られず、廃止が進まない実態あり
- ✓ 道路の管理者等としての立場から、市町村の第4種踏切道の廃止に係る協議への関わりが重要となるが、中には協議等に関与していない例あり
※ 鉄道事業者のみで理解を得ることは難しいとして、市町村、国等の関わりを求める意見あり

主な勧告

- 鉄道事業者の廃止に向けた取組を支援するため、
廃止の検討の対象とする踏切道、
協議等の対象とする関係者の範囲
及び特定の方法、
関係者の関わり方等が
関係者の協力を得て検討されるよう、
地方協議会等を活用し、地域における
議論や合意形成を促す必要がある。

(国土交通省)

Ⅱ 第1種化（道路法の道路以外にある第4種踏切道）

制度等の概要

◇道路法外道路にある踏切道には、踏切道改良促進法(※)は適用外

※ 法は、道路法の道路にある踏切道を対象としており、

- ・国土交通大臣が立体交差化など改良が必要と認められる踏切道を指定。鉄道事業者及び道路管理者に対して、指定された踏切道の改良を義務付け
- ・踏切保安設備の整備(第1種化)については、鉄道事業者の負担としつつ、法に基づく補助がある(国及び地方公共団体による一部補助)。

◇交通安全基本計画では、踏切保安設備の整備の推進を明記。国土交通省交通安全業務計画では、法に基づく補助を活用して、踏切保安設備の整備を促進することとされているが、法の適用がない踏切道に関する促進策は示されていない。

主な調査結果

結果報告書P28～44

- 廃止と同様、地域の実情を背景として、地域住民等の納得が得られないなどの課題あり
- 道路法外道路にある踏切道は、法に基づく補助の対象ではないことから、費用負担が課題として、鉄道事業者がこれを第1種化の検討の対象外としている例あり。道路法外道路にある第4種踏切道の中にも、死亡事故や複数回の事故が発生したものが存在しており、道路の種別によらず、事故の発生状況等を踏まえて検討・協議を進める必要あり
 - ✓ 法に基づく補助の対象外であるとして、道路法外道路にある踏切道を社内で策定する踏切保安設備の整備計画の対象としていない鉄道事業者あり
 - ※ 当該事業者では、平成12年度以降、道路法外道路にある第4種踏切道でも11件の事故が発生
 - ✓ 道路法の道路にあり、法に基づく補助の活用により第1種化されたものがある一方、道路交通量や事故件数がより多い道路法外道路にある第4種踏切道において、費用の捻出が課題となり、第1種化が実現していないものが存在
- 道路法外道路にある第4種踏切道の第1種化にも活用可能な別の国の補助事業があるものの、事業創設(平成28年度)以来、第1種化への活用実績は1件のみ
 - ※ 鉄道事業者では、活用可能であることを知らない状況や、線路等の既存設備への活用を優先せざるを得ず、第1種化への活用は困難といった意見あり

主な勧告

- 地方協議会等を活用し、地方における議論や合意形成を促すとともに、踏切事故を削減するとの目標に沿って、踏切保安設備の整備を促進するため、道路法外道路にある第4種踏切道にも適用可能な補助事業について第1種化への活用を促すことなど必要な措置を講ずる必要がある。

(国土交通省)

Ⅲ 第1種化（道路法の道路にある第4種踏切道）

制度等の概要

◇ 法による指定を受けた踏切道については、原則として、平成28年度以降の5か年間の期間に、鉄道事業者及び道路管理者が改良を行わなければならない（調査時点※）。

※ その後、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和3年法律第9号）による改正により、5か年の期限を定めないこととしたが、国土交通省は、踏切保安設備の整備が必要として指定を受けた踏切道については、引き続き、5年以内には、対策を完了すべきものであるとしている。

主な調査結果

結果報告書P44～47

- 国土交通省は、鉄道事業者に対して、指定を行った第4種踏切道について改良の報告を求めており、長期にわたって改良が実施されていない状況も把握
 - ※ 未着工の踏切道について、理由を把握し、必要に応じて事業者のヒアリング等を実施している。
- 他方、法による指定を受けた後、20年・40年以上改良（遮断機等の整備）が行われていないものがみられ、これら踏切道について、改良が実施されていない要因を確認し、改良の実施を促すなどの積極的な取組は行われていない状況あり
 - ※ いずれの踏切道においても、指定後に複数回の事故が発生

主な勧告

- 国土交通大臣が指定した第4種踏切道について、長期にわたり改良が未実施とならないよう、鉄道事業者に対して改良の進捗状況を確認の上、地方協議会等を活用し、改良の実施に向けた積極的な支援を行い、個々の踏切道について地域における議論や合意形成等が進むよう具体的な取組を行う必要がある。

（国土交通省）